

第8期岐南町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【概要版】

令和3年3月

岐南町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

第8期の計画策定にあたり、国が重視している点は以下のとおりです。これらの点を踏まえて本町が取り組むべき施策を検討し、計画に盛り込みました。

- 2025年（令和7年）・2040年（令和22年）を見据えた計画づくり
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の効果的な推進
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 災害や感染症対策に係る体制整備

2 計画策定の目的

本計画は岐南町の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、2021年度（令和3年度）を始期とし2023年度（令和5年度）を目標年度とする3か年計画です。

なお、介護保険料の改定、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、この計画は3か年ごとに見直し改定します。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
第7期計画			第8期計画		

4 計画の位置づけ

< 法的位置づけ >

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

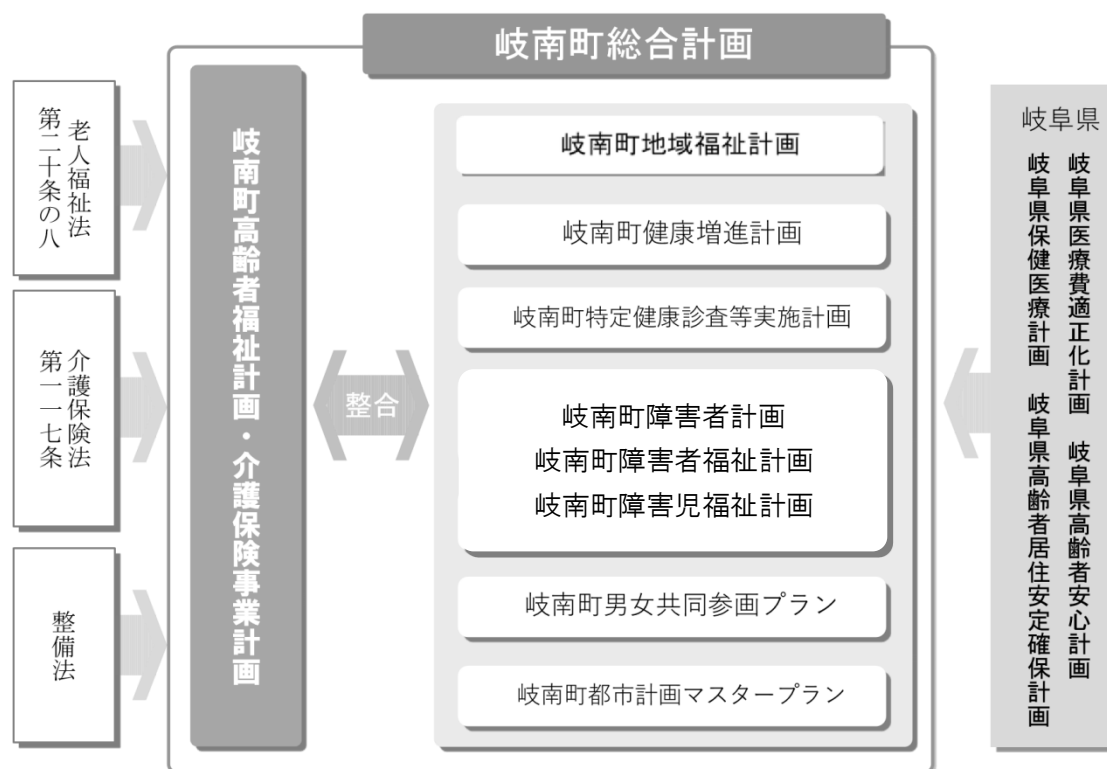
< 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との兼ね合い >

本計画は、地域包括ケアシステムの実現をめざし、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものであり、総称を「第 8 期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とします。

< 町の上位・関連計画との位置づけ >

2020 年度（令和 2 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）の 10 年間を計画期間とする岐南町第 6 次総合計画の高齢者分野として位置づけられるものです。

計画の位置づけと各種計画との整合



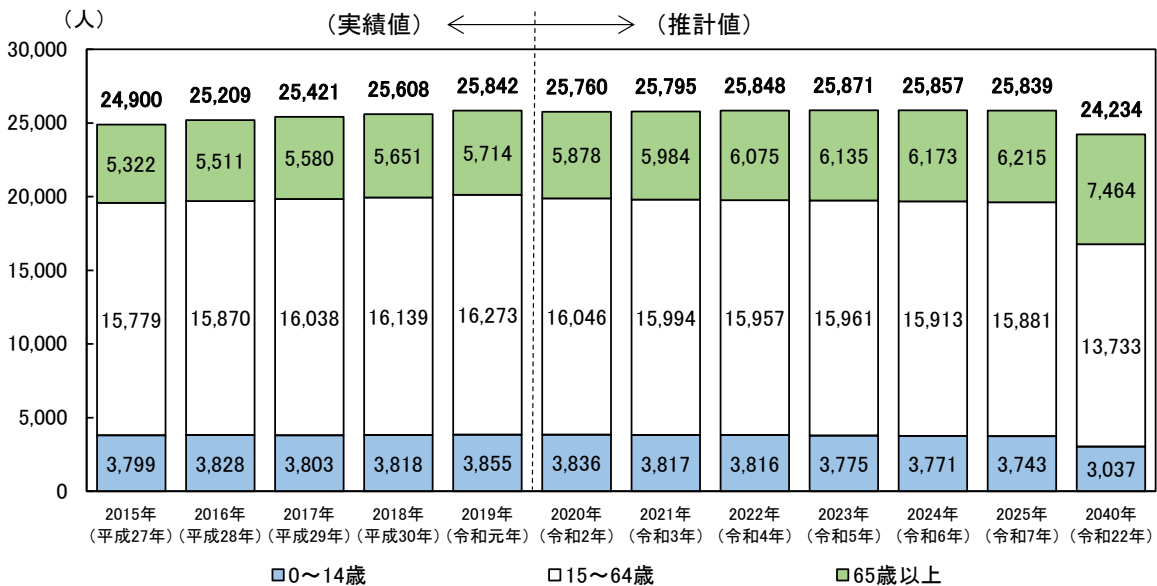
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 総人口および高齢者人口の推移と将来推計

2025年（令和7年）まで及び2040年（令和22年）の将来人口推計では、人口はゆるやかに増加していきませんが、2023年（令和5年）をピークとして減少に転じると見込まれます。一方、高齢者人口は増加し続けると見込まれます。

国勢調査を基に算出した2019年（令和元年）の高齢化率を他の地域と比較すると、町の高齢化率（22.5%）は国・県・近隣市町と比べて最も低くなっています。

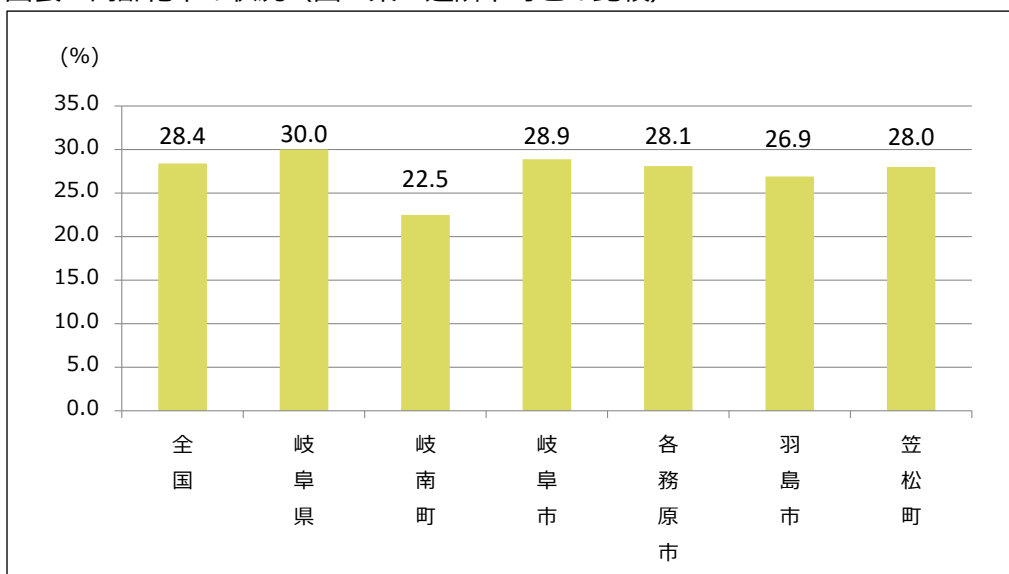
図表 岐南町の年齢別人口の推移と将来推計



(出典) 令和元年まで：住民基本台帳（各年9月末時点）

令和2年以降：実績値（住民基本台帳）を基にコーホート要因法を用いた推計値

図表 高齢化率の状況（国・県・近隣市町との比較）



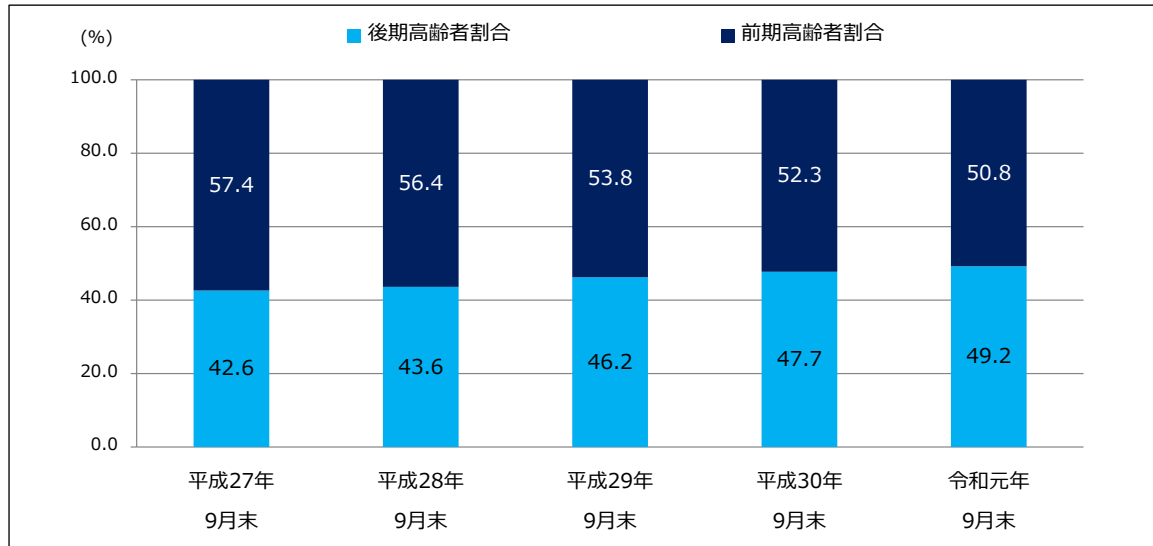
(時点) 2019年（令和元年）

(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 高齢化の進行状況

第1号被保険者数（65歳以上）のうち、後期高齢者数が年々増加しており、2019年（令和元年）では後期高齢者の割合は49.2%となっています。

図表 前期・後期別65歳以上被保険者数の推移

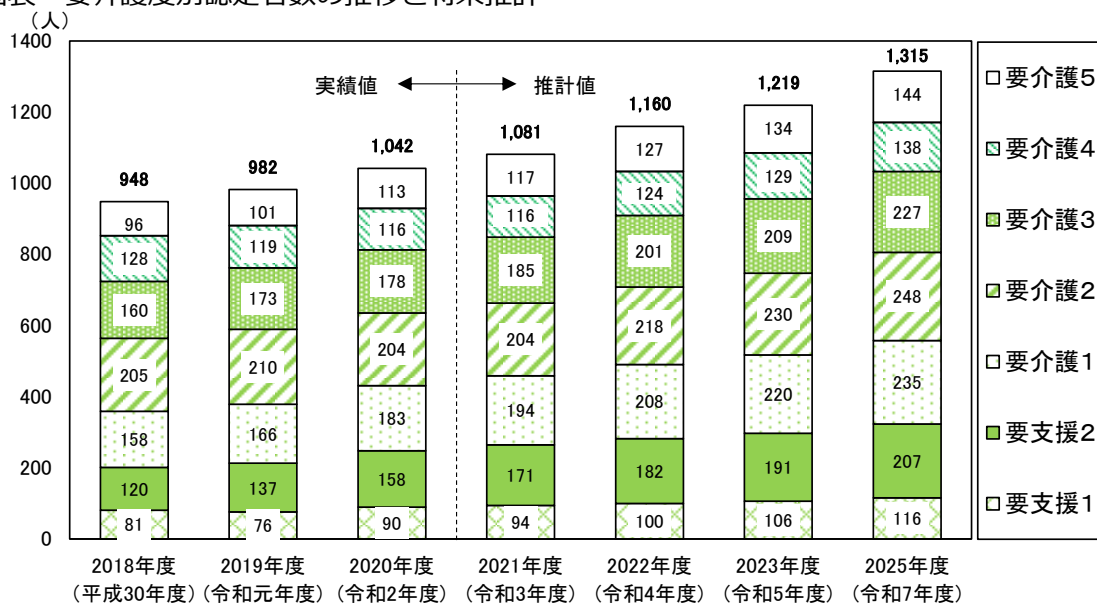


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

3 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計

認定者数は、第8期計画期間中（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））も増加し、2023年度（令和5年度）には1,219人となる見込みです。

図表 要介護度別認定者数の推移と将来推計



(出典) 地域包括ケア「見える化システム」(2020年(令和2年)12月8日取得)

※認定者数は第2号被保険者を含む。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

本計画は、地域に暮らす全ての高齢者のための保健・福祉・医療・介護等の日常の暮らし全般にわたる総合的な福祉計画です。

生活に身近な地域において、住民が世代を超えてつながり、それぞれが役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超え支え合う取り組みを育み、住民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる“地域共生社会”の実現をめざす必要があります。

本計画においては、前計画の基本的な考え方や今後の方向性を踏まえ、計画の基本理念を「みんなが健やかに楽しく暮らせるまち ～100歳まで健康不安なく過ごせる医療・介護連携～」と定め、5つの基本目標に沿った施策を展開していきます。

〔 基本理念 〕

「みんなが健やかに楽しく暮らせるまち」
～100歳まで健康不安なく過ごせる医療・介護連携～

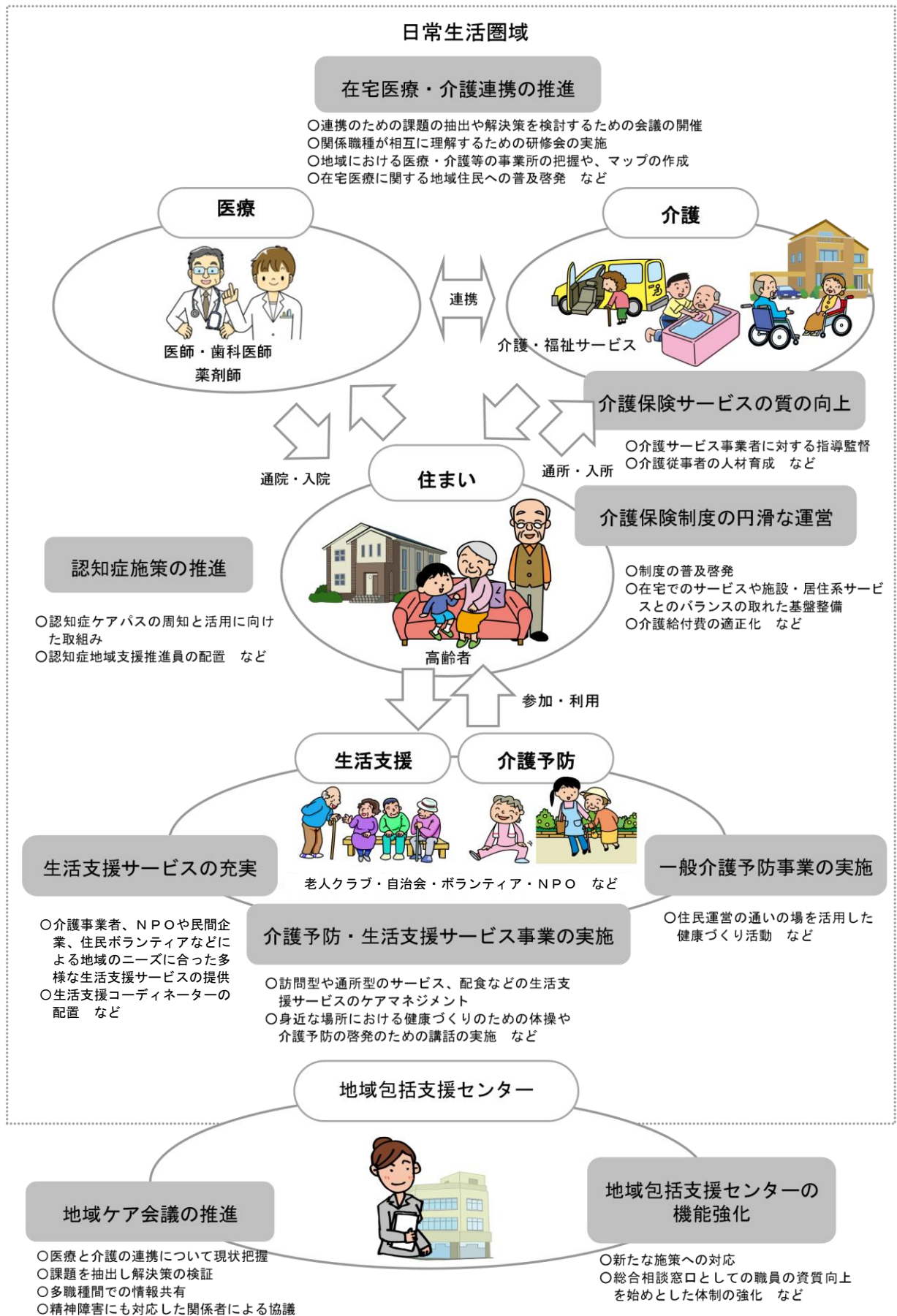
2 地域包括ケアシステムの深化・推進

国では、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを続けることができるように、介護、予防、医療、生活支援及び住まいのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築の実現をめざしています。

地域包括ケアを実現する上では、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の力を活用した役割分担を踏まえた取り組みが必要です。自分のことは自分とする「自助」や、地域における支え合いである「互助」の取り組みを基本とし、その上に、介護保険制度を含む社会保険制度による「共助」や自治体が行う福祉サービスによる「公助」などの公的支援が積み重なり、バランスを取り適切に関わっていくことが大切です。

本町においても現状を踏まえながら、団塊の世代が75歳に到達する2025年（令和7年）を見据え、前計画から進めている地域包括ケアシステムの実現に向け、計画を推進します。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



4 施策の体系

基本目標	基本施策	方策
1 活動的で活力あふれる高齢社会の実現	社会参加の促進	① 地域活動やボランティア活動への支援 ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ③ 「通いの場」の充実と参加の促進
	生涯学習の推進	① 学習機会の充実
	高齢者の就業の促進	① 就業に関する情報提供と普及の啓発 ② 就業機会の提供
	自然災害・感染症対策	① 緊急時に備えた体制整備・物資調達 ② 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発
2 生涯を通じた健康づくりと総合的な介護予防の推進	健康寿命の延伸	① 生涯を通じた健康づくりの支援・推進 ② 社会全体（みんな）で支える健康づくりの推進
	介護予防事業の推進	① 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実
3 身近な地域における自立生活支援	生活支援サービスの充実	① 身近な生活援助サービスの充実 ② 介護に携わっている家族等への支援の強化 ③ 自立を支える多様な住まいづくりの支援
	介護保険サービスの充実	① 要支援認定者に対する介護予防サービスの充実 ② 要介護認定者に対する介護サービスの充実
	在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療・介護連携推進協議会 ② 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ③ 介護の日フェア ④ 在宅医療・介護連携に関する研修会の実施
	地域包括支援センターの機能強化	① 地域包括支援センターの地域資源の活用も視野に入れた機能強化 ② 地域ケア会議の充実 ③ 高齢者セーフティネットの充実
4 介護サービス事業の適切な運用と制度の円滑な実施	サービスの利用支援	① 介護保険制度の周知の徹底 ② 相談支援体制の充実 ③ 苦情解決体制の充実
	介護サービスの質の向上	① ケアマネジャーの資質・専門性の向上 ② 利用者の視点に立った事業者情報の提供 ③ 介護人材の確保及び業務効率化の取り組み強化
	保険者機能の強化	① 事業者に対する適正な指導 ② 要介護認定の公平・公正性の確保 ③ 介護給付費の適正化の推進
5 人間としての尊厳の保持と住み慣れた地域に暮らす権利の保障	認知症施策の推進	① 早期発見・早期対応に向けた体制の整備 ② 認知症サポーターの養成 ③ 介護相談・支援（認知症初期集中支援チームの利用促進） ④ 介護者支援事業（認知症カフェ等） ⑤ 地域づくり（チームオレンジ） ⑥ 認知症の人への支援を実施している関係者のネットワークの構築 ⑦ 認知症地域支援推進員の配置 ⑧ 認知症対策協議会 ⑨ 通所型介護予防事業（認知症予防・支援）
	権利擁護の推進	① 虐待予防対策の推進 ② 早期発見・早期対応に向けた体制の整備 ③ 緊急措置に対する適切な対応

第4章 施策の展開

1 活動的で活力あふれる高齢社会の実現

(1) 社会参加の促進

ふれあいサロンや、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくことを推進します。

また、高齢者への生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、NPO 等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。

- ① 地域活動やボランティア活動への支援
- ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- ③ 「通いの場」の充実と参加の促進

(2) 生涯学習の推進

高齢者が生涯にわたって学ぶことができるよう、今後も関係機関・団体と連携し、様々な学習機会の提供を行っていきます。高齢者が知識や経験、特技等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりに取り組んでいきます。

- ① 学習機会の充実

(3) 高齢者の就業の促進

生計を維持するための働く機会の創出や、生きがいを重視した活動、働き方を工夫した就労形態の改革、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みなどとして、高齢者が活躍しやすい機会の創出に向けた取り組みを進めます。

- ① 就業に関する情報提供と普及の啓発
- ② 就業機会の提供

(4) 自然災害・感染症対策

一般介護予防事業をはじめとしたサービスを安全に提供できるよう、災害や感染症対策に係る体制整備や、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等の整備を検討します。

- ① 緊急時に備えた体制整備・物資調達
- ② 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発

2 生涯を通じた健康づくりと総合的な介護予防の推進

(1) 健康寿命の延伸

健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診の目的・重要性などについて、さらに積極的な周知を図るとともに、受診促進に向け、様々なライフスタイルに合わせた受診しやすい健（検）診体制の構築を進めます。

- ① 生涯を通じた健康づくりの支援・推進
- ② 社会全体（みんな）で支える健康づくりの推進

(2) 介護予防事業の推進

地域の実情に応じた介護予防の取り組みを推進する観点から、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての一般介護予防事業を展開します。また、運動器、歯、口腔、栄養、認知症等の状態の改善と悪化の予防を目的とした介護予防サービスを提供します。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実

3 身近な地域における自立生活支援

(1) 生活支援サービスの充実

簡単な日常生活の支援や日常生活用具の貸与や給付等、自宅での生活を手助けする機器やサービスの提供を行います。また、地域の交流を活性化させることにより、高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくりに繋げていきます。

- ① 身近な生活援助サービスの充実
- ② 介護に携わっている家族等への支援の強化
- ③ 自立を支える多様な住まいづくりの支援

(2) 介護保険サービスの充実

介護サービス基盤整備については、団塊ジュニア世代がすべて 65 歳以上となり更に現役世代が激減する 2040 年（令和 22 年）の状況も念頭に置き、これに向けて計画的な整備を進めます。

既存事業者の規模拡大や新規事業者の参入を促進について、サービス供給体制を安定的に確保していくため、本町の要介護等認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等の介護保険に関する情報提供を適時行うなどして既存事業者の規模拡大や新規事業者の参入を促します。また、社会福祉協議会や各介護関連事業所とともに介護を担う人材の育成及び働く場所の創設支援を行います。

さらに、地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、めざす理想像や目標、評価指標を明確化し、PDCA サイクルを活用した進捗管理の検討を行います。また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況およびニーズを勘案し施設計画を行います。さらに、近年における甚大な災害の発生および新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新しい生活様式や新しい交流を取り入れた介護保険サービスの充実を図ります。

- ① 要支援認定者に対する介護予防サービスの充実
- ② 要介護認定者に対する介護サービスの充実

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携をさらに進めるとともに、看取りや認知症への対応を強化し在宅医療の一層の充実を図っていきます。

- ① 在宅医療・介護連携推進協議会
- ② 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ③ 介護の日フェア
- ④ 在宅医療・介護連携に関する研修会の実施

(4) 地域包括支援センターの機能強化

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による互助や地域の福祉団体などによる活動と合わせ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要配慮者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

現在、国では、ニッポン一億総活躍プランにおいて、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざしています。そこでは、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することとして、障害福祉分野についても、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があるとしています。

本町においては、今後、精神障害者の地域生活を支援するために、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することをめざします。

- ① 地域包括支援センターの地域資源の活用も視野に入れた機能強化
- ② 地域ケア会議の充実
- ③ 高齢者セーフティーネットの充実

4 介護サービス事業の適切な運用と制度の円滑な実施

(1) サービスの利用支援

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解や認識を深めることは、サービスの円滑な利用や介護保険の安定的な運営の基本となります。

制度改正により、情報が多様化・複雑化している中、介護保険制度のより一層わかりやすい情報提供に努めます。また、苦情解決体制を充実し、苦情や要望を解決し、サービス利用の円滑化に役立てます。

- ① 介護保険制度の周知の徹底
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 苦情解決体制の充実

(2) 介護サービスの質の向上

高齢者が地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実強化に取り組みます。

- ① ケアマネジャーの資質・専門性の向上
- ② 利用者の視点に立った事業者情報の提供
- ③ 介護人材の確保及び業務効率化の取り組み強化

(3) 保険者機能の強化

要介護認定者等の増加等による介護保険料の高騰も今後考えられるため、引き続き、介護給付費等の適正化に努めていきます。

介護保険法において、今期の市町村介護保険事業計画の中に、介護給付適正化に関する取り組み施策と目標を定めることとなりました。

事業者への適正な指導と認定・給付の適正化を通し、介護保険サービスが適切に利用され、介護保険制度が円滑に運営されるよう努めます。あわせて、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進や、業務効率化に向け必要書類の画一化などを検討し、文書負担軽減を図ります。

- ① 事業者に対する適正な指導
- ② 要介護認定の公平・公正性の確保
- ③ 介護給付費の適正化の推進

5 人間としての尊厳の保持と住み慣れた地域に暮らす権利の保障

(1) 認知症施策の推進

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域をつくるため、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）および、国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症に関する知識の普及啓発をあらゆる機会を活用して推進するとともに、本人発信ができ、軽度認知障害（MCI）という認知症になる一歩手前の段階にある人を早期発見し、医療機関の受診につなげるための支援を行うことで認知症の予防を推進します。

また、教育分野の機関との連携も図り、認知症に関する普及啓発を推進します。あわせて、認知症の状況に応じた服薬指導や口腔管理を適切に行うこととし、判断能力の低下した高齢者の権利や財産を保護するために、成年後見制度の利用を促進します。

- ① 早期発見・早期対応に向けた体制の整備
- ② 認知症サポーターの養成
- ③ 介護相談・支援（認知症初期集中支援チームの利用促進）
- ④ 介護者支援事業（認知症カフェ等）
- ⑤ 地域づくり（チームオレンジ）
- ⑥ 認知症の人への支援を実施している関係者のネットワークの構築
- ⑦ 認知症地域支援推進員の配置
- ⑧ 認知症対策協議会
- ⑨ 通所型介護予防事業（認知症予防・支援）

(2) 権利擁護の推進

虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。また、高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民に高齢者虐待を広く理解してもらえるよう、周知に努めます。虐待の通報を受けた場合は、高齢者の安全を確認し、必要に応じて地域包括支援センター職員等による立入調査や入所措置を講じます。

成年後見制度利用促進のための中核機関については、本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う後見支援センターの設置を含む、地域連携ネットワークのコーディネートを担当するため設置の検討を行います。また、認知症の増加に伴い制度の周知・理解を促進するため、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

- ① 虐待予防対策の推進
- ② 早期発見・早期対応に向けた体制の整備
- ③ 緊急措置に対する適切な対応

第5章 介護保険サービスの見込み

1 第1号被保険者の保険料基準額の算定

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

(円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合計
標準給付費見込額 (①)	1,719,116,783	1,849,731,351	1,922,844,087	5,491,692,221
地域支援事業費 (②)	93,491,285	95,757,197	98,295,870	287,544,352
うち 介護予防・日常生活支援総合事業費 (②')	42,213,871	44,303,098	46,735,762	133,252,731
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③= $\langle(①+②) \times 23\% \rangle$ + $\langle(①+②') \times 5\% \rangle$) ※1	504,966,388	542,164,088	563,341,183	1,610,471,659
調整交付金見込額 (④)	15,852,000	31,630,000	39,195,000	86,677,000
財政安定化基金拠出金見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)				69,394,867
第8期保険料収納必要額 (⑦= $③-④+⑤-⑥$)				1,454,399,792
予定保険料収納率 (⑧)				97.83%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑨)	6,471	6,569	6,633	19,673
年額保険料基準額 (⑦ \div ⑧ \div ⑨) ※2				75,560
月額保険料基準額 (⑦ \div ⑧ \div ⑨ \div 12) ※2				6,290

※1 1円未満は四捨五入により端数処理しています。

※2 10円未満は切り捨て

2 所得段階別保険料の設定 (2021 年度 (令和 3 年度) ~2023 年度 (令和 5 年度))

対象者	第 8 期計画		
	所得段階名	基準割合	保険料金額 (月額)
生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	第 1 段階	基準額 × 0.50	3,145
世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	第 2 段階	基準額 × 0.75	4,717.5
世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	第 3 段階	基準額 × 0.75	4,717.5
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	第 4 段階	基準額 × 0.90	5,661
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	第 5 段階 (基準段階)	基準額	6,290
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	第 6 段階	基準額 × 1.20	7,548
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	第 7 段階	基準額 × 1.30	8,177
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	第 8 段階	基準額 × 1.50	9,435
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	第 9 段階	基準額 × 1.70	10,693
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上の人	第 10 段階	基準額 × 2.00	12,580

第 8 期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 3 年 3 月

発行：岐南町役場 民生部 保険年金課
〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地
電話：058-247-1341 FAX：058-247-1488